

他の会社に業務実施の一部を委託する条件に関する

労働移住大臣決定書 2004 年第 220 号

No.KEP.220/MEN/2004

インドネシア共和国労働移住大臣は、

a. 労働に関する法律第 13 号第 65 条第 5 項の実施規定として他の会社に業務実施の一部を委託する条件の変更及び / 或いは追加について定める必要があること。

b. そのため、大臣決定書で制定する必要があること。

を考慮し、

1. 労働監督法の実施表明に関する法律 1951 年第 3 号 (官報 1951 年第 4 号)
2. 労働に関する法律 2003 年第 13 号 (官報 2003 年第 39 号及び追記第 4279 号)
3. ゴトンロヨン (相互扶助) 内閣組閣に関する大統領決定書 2001 年第 228/M 号

に基づき、

1. 2004 年 4 月 23 日付け国家三者協力機関事務局見解事項
2. 2004 年 9 月 19 日付け国家三者協力機関本会議合意事項

に留意し、

ここに「他の会社に業務実施の一部を委託する条件に関する労働移住大臣決定書」を制定する。

第 1 条

本大臣決定書の語彙を下記の通りに定義する。

1. 業務委託会社とは、下記に述べる会社を指す。
 - a. 賃金或いはその他の形の報酬を支払って労働者を就労させる、民営或いは国営の、個人、団体、法人、或いは法人格を持つ、或いは持たない全ての形の事業体を指す。
 - b. 運営者があり、賃金或いはその他の形の報酬を支払って他者を雇用する社会事業及びその他の事業体を指す。
2. 業務請負会社とは、業務委託会社から業務実施の一部の委託を受けるその他の会社を指す。

す。

3. 労働者とは、賃金或いはその他の形態での報酬を受け取り業務請負会社において就労する全ての者を指す。

第 2 条

1. 期間を定めた雇用契約において定められる労働条件は、現行の法律・規定より低いものであってはならない。
2. 大臣は、特定の事業セクター及び/或いは業務のために特別な期間を定めた雇用契約規定を定めることができる。

第 3 条

1. 業務委託会社が業務請負会社に対して業務実施の一部を委託する場合、法人格を持つ会社に委託しなければならない。
2. 上記第 1 項に述べる法人に関する規定は、下記に挙げる会社を除く。
 - a. 商品手配分野で事業を行う業務請負会社
 - b. 業務を行うに当たり 10 人未満の労働者を就労させる管理・修理サービス、及びコンサルティング・サービスの分野で事業を行う業務請負会社
3. 上記第 1 項に述べる業務請負会社が、業務委託会社から受けた業務の一部をさらに委託する場合、当該委託は、法人格を持たない業務請負会社に提供することができる。
4. 上記第 3 項に述べる法人格を持たない業務請負会社が、労使関係において労働者の権利を満たす義務を履行しなかった場合、上記第 1 項に述べる法人格を持つ会社が当該義務の履行における責任を負う。

第 4 条

1. ある地域において、法人格の業務請負会社が存在しない、或いは法人格を持つ業務請負会社は存在するが、業務委託会社から業務の一部を行うための資格を満たしていない場合、業務の一部委託を、法人格を持たない業務請負会社に委託することができる。
2. 上記第 1 項に述べる法人格を持たない業務請負会社は、当該法人格を持たない会社と

労働者間の労使関係において発生する労働者の権利を満たす責任を持つ。

- 3 . 上記第 2 項に述べる責任は、業務委託会社と業務請負会社との業務請負契約中に盛り込まなければならない。

第 5 条

全ての業務請負契約は、法律・規定に定められている通りに、労使関係において労働者の権利を満たすことを保証する規定を盛り込まなければならない。

第 6 条

- 1 . 上記第 2 条第 1 項に述べる通り、業務請負会社に委託することのできる業務は下記に挙げる条件を満たしていなければならない。
 - a. 経営並びに業務実施活動の主要な活動とは別に行うものであること。
 - b. 業務委託会社が定めた基準に沿った業務実施手順に関する説明をするために、業務委託会社の直接的或いは間接的な指示により行われること。
 - c. 全体的に会社を補佐する活動であること。これは、当該活動が業務委託会社の業務活動の流れに従い業務を補佐し、円滑化する活動という意味である。
 - c. 直接的に生産工程を妨げないものであること。これは、当該活動が業務委託会社により実施されなくとも、業務実施工程が通常通りに行われる補佐的な活動をなすものであるという意味である。
- 2 . 業務請負会社に業務実施の一部を委託する業務委託会社は、業務実施工程活動フローを作成する義務を負う。
- 3 . 上記第 2 項に述べる業務実施工程活動フローに基づき、業務委託会社は主要業務及び上記第 1 項に基づく補足業務の種類を定め、当該地域を管轄する労働分野において責任を負う機関に報告するものとする。

第 7 条

- 1 . 本大臣決定書が制定される前に業務請負会社に対して業務の一部実施を委託した業務委託会社は、締結通りに業務請負会社に業務の一部を委託する契約を当該業務請負契

約が満了するまで、実行するものとする。

2 . 上記第 1 項に述べる業務請負契約が満了した場合、これ以降は本大臣決定書に従うものとする。

第 8 条

本大臣決定書は、制定された日和効力を発するものとする。

ジャカルタにて制定する

2004 年 10 月 19 日

インドネシア共和国労働移住大臣

Jacob Nuwa Wea